

マドリッドハイライト(Madrid Highlights) (抄訳)

March 2013: No.01/2013

○加盟国情報

個別手数料の変更

WIPO 事務局長は以下の加盟国を領域指定する際の個別手数料について新たなスイスフラン建ての金額をお知らせしました。該当国と発効日は以下のとおりです。

スウェーデン, 2013 年 2 月 5 日 (Information Notice No.1/2013)

アメリカ, 2013 年 2 月 17 日 (Information Notice No.2/2013)

ギリシャ, 2013 年 2 月 27 日 (Information Notice No.7/2013)

イスラエル, 2013 年 3 月 10 日 (Information Notice No.5/2013)

宣言及び通知

メキシコ

メキシコ政府は議定書第 8 条(7)に基づきメキシコが領域指定される時は個別手数料を受け取る旨の宣言をしました。この宣言は 2013 年 2 月 19 日に発効します。詳細は Information Notice No.6/2013 をご参照ください。

シリア

国際事務局はシリア官庁から、シリアを領域指定したときの暫定拒絶通報への反論を提出するにあたっての適法な委任状の提出締切に関するレターを受け取りました。シリア官庁からの暫定拒絶通報への反論を提出したい名義人は、暫定拒絶通報を受領した日から 30 日以内に当該官庁に直接することができます。シリアの官庁はその反論を受領すると反論が提出された日から 3 ヶ月間は手続を凍結し、その間に必要な現地代理人の委任状を提出することができます。詳細は Information Notice No.8/2013 を参照するか、シリアの官庁にお問合せください。(<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/sy.html>)

公式様式 (MM 様式) の変更

WIPO 国際事務局は公式様式 (MM 様式) の最新版をリリースしました。

変更点の 1 つは、WIPO 国際事務局との連絡手段の希望に関するものです。E-mail アドレスを記入して該当するボックスをチェックすると、名義人又は代理人は WIPO 国際事務局からの連絡手段として電気通信手段を希望したことになります。国際出願様式 MM2 の第 2 欄及び第 4 欄をご参照ください。

もう 1 つの変更点は、商品及びサービスの表示をどのように作成すべきかガイダンスを追加しました。この追加情報によって区分や翻訳の手間を省き、欠陥通報の数が減ることが期待されています。国際出願様式 MM2 の第 10 欄をご参照ください。

詳細な情報は Information Notice No.4/2013 をご参照ください。すべての公式様式はウェブサイト上で提供されています。 <http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

○マドリッド同盟

法的枠組みの変更

マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく共通規則の第7規則、第24規則及び第40規則の改正が第45回マドリッド同盟総会（第26回特別会合）で承認され、2013年1月1日より発効しました。

第7規則は特定の特殊な条件における通報に関するものですが、既に第7規則(1)は削除されその通報が発せられることはないため、関連規定が削除又は修正されています。詳細な情報は Information Notice No.3/2013 をご参照ください。

マドリッド作業部会

マドリッド作業部会第11回会合は、2013年10月30日から11月1日までスイス国ジュネーブのWIPO本部で開催されます。詳細はウェブサイトですぐ公表されます。

http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=147

○アウトリーチ活動

INTA 2013

国際商標協会(INTA)第135回年次総会が2013年5月4日から8日までアメリカのテキサス州ダラスで開催されます。このイベントには約9,000人もの商標関連サービス事業者、学者及び商標管理者などの実務家が集まります。

WIPOは5月5日(日)から8日(水)にかけて展示ホールにブースを設け、マドリッド制度に関するWIPOの専門家と個別に触れ合う機会を設けます。5月5日(日)11時から14時までマドリッド制度ユーザー会合(MSUM)も開催し、全世界から来訪するマドリッド制度のユーザーに最新の制度情報を提供します。

マドリッド制度に関するセミナー

マドリッド制度に関するセミナーが2013年6月の第一週にジュネーブのWIPO本部において予定されています。このセミナーはユニークなトレーニングプログラムであり、WIPO国際事務局の専門家や各国官庁の専門家及び商標実務家によって、マドリッド制度に関する全ての観点が深くカバーされます。また実務家にとってはネットワークを広げ、共通の関心事項や経験を共有する素晴らしい機会となります。プログラム内容や申し込み方法などの詳細はウェブサイトですぐ公表されます。

http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=239

○オンラインサービス

グローバルブランドデータベース

商標やブランド情報を提供するグローバルブランドデータベースが大きく拡大しています。新たに6カ国—USPTOの全データを含む—から商標記録が追加され、これにより従来の収

録データ 1 千 9 百万件から 2 千 2 百万件に増加し、世界でも最大級の無料で誰でも検索できる商標データベースとなりました。

フランシス・ガリ WIPO 事務局長によれば、WIPO によるパブリックデータベースは、「膨大な知的財産権情報に誰でも容易にアクセスできるようにするものであり、オープンで、相互連結し、包括的な IP 知識共有インフラの構築」という当機関の活動の中心となるものです。詳細はウェブサイトをご参照ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article_0002.html

Madrid Real-time Status (MRS)

MRS のモバイルバージョンがリリースされ、アンドロイドフォンやブラックベリー、iPad や iPhone で利用することができます。このバージョンは小型画面のためにデザインされており、表示項目リストを設定することができます。検索結果も保存でき、再度参照することも容易です（ウェブバージョンも同様）。www.wipo.int/mrs

○マドリッド制度のポイント

マドリッド制度運用における実務例：第 13 規則

WIPO 国際事務局は、共通規則第 13 規則に基づき、国際出願における指定商品及びサービスの表示に欠陥があるときは、本国官庁及び出願人に知らせます。この欠陥を修正する責任は本国官庁にあり、通報から 3 ヶ月以内にその欠陥の修正提案をすることになります。

例えば国際出願の出願人が指定商品及びサービスの表示が分類にあたって不明確である旨の欠陥通報を受け取ったとします。そしてその通報はその欠陥は本国官庁によって修正されるべき旨も記載しています。このような状況における Q&A を以下のとおり紹介します。

Q 1. この通報の意味は？

A 1. ここでは国際事務局は指定商品及びサービスの表示として使用された用語が、分類のために十分明瞭とはいえないと考えています。このようなとき国際事務局は本国官庁及び出願人に知らせます。国際事務局は代わりの用語の提案や当該語の削除提案をすることができます。本国官庁は通報から 3 ヶ月以内は欠陥を修正する提案をすることができます。

Q 2. 出願人の側でできることはありますか。

A 1. 本件に関して出願人には何も要求されていません。しかしながら、出願人としてはこの欠陥に関する自身の見解を本国官庁に伝えることができますし、本国官庁の側から出願人側の見解を求めることもあります。

Q 3. 欠陥への対応として本国官庁は何ができますか。

A 3. 本国官庁は欠陥への対応として以下のことができます。

- ・国際事務局の提案を受け入れ、そのとおり用語を修正。
- ・提案を受け入れず、本国官庁から新たな提案を応答。
- ・新たな提案を国際事務局が受け入れられるときは、そのとおり用語は修正されます。
- ・3 月内に国際事務局が受け入れられる提案がないときは 2 つの可能性がります。

- ・当該用語に既に区分番号が付されているときは、元々出願時に記載の表示で国際登録されますが、国際事務局の見解では分類のために曖昧な用語である旨の記載も付されます（この表示は国際登録後に削除することはできません）。
- ・当該用語に区分番号が付されていないときは当該語は削除され、国際事務局は本国官庁及び出願人に知らせます。

Q 4. 本国官庁が欠陥に応答しないときはどうなりますか。

A 4. 本国官庁が欠陥に応答しないときは2つのオプションがあります。当該用語に区分番号が付されていないときは元々の表示で国際登録されますが、国際事務局の見解では分類のために曖昧な用語である旨の記載も付されます（この表示は国際登録後に削除することはできません）。当該用語に区分番号が付されていないときは当該語は削除され、国際事務局は本国官庁及び出願人に知らせます。

Q 5. 本国官庁が応答しないときは出願人が直接応答できますか。

A 5. できません。欠陥通報に関する自身の見解は本国官庁に伝えることはできますが、国際事務局に直接応答することはできません。欠陥への応答は本国官庁を通じて所定期間内に国際事務局に送付される必要があります。

Q 6. 本件の手続の結果を出願人は知らされますか。

Q 6. はい。欠陥が解決して国際出願が要件を満たすようになると、その標章は国際登録簿に記録されて証明書が名義人に送付されます。さらに国際登録は公報され、情報提供目的でROMARINにも掲載されます。そして上記のとおり、本国官庁からの応答の欠如や受け入れられない提案がないときは、未分類の用語は削除されますのでそれも通知されます。

○関連情報

料金支払いの方法

マドリッド制度では料金はスイスフラン建てで支払う必要があります。国際出願や事後指定、更新やその他の手続における料金は、料金一覧表や **Fee Calculator** で参照できます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/>

料金支払方法は？

1) **E-payment** : WIPO reference 番号は <http://wipo.int/mrs> 又は欠陥通報で調べられます。

(a) クレジットカード(Visa, MasterCard, American Express)

出願料金又は登録内容の変更手続の料金は、<https://webaccess.wipo.int/epayment> で WIPO Reference を入力。

更新料金については国際登録番号(IRN)を

https://webaccess.wipo.int/trademarks_renewal_en.jsp に入力。

(b) Current Account

上記のリンク先に WIPO で開設した Current Account の口座番号を入力。

2) Current Account

MM 様式の中に WIPO に開設した Current Account の口座番号を記入してください。

※注 国際事務局に月あたり何度も料金支払いをする場合は、

http://www.wipo.int/resource/en/wipo_account.html の口座開設の条件をご覧ください。

3) 銀行振込

銀行からスイスフラン建てで必要額ぴったりを送金ください。銀行側の送金手数料は出願人が負担する必要があります。

Beneficiary	WIPO
Bank name	Credit Suisse
Bank account - IBAN	CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT	CRESCHZZ80A

4) 送金詳細

WIPO で料金処理を適切に行うためには以下のような情報が必要です。

- －送金者名
- －送金者の住所
- －手続コードのタイプ (EN, EX, RE など)。コード一覧はこちらを参照してください。
<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/abbreviation.html>
- －案件番号 (国際出願は基礎の国内番号、その他は国際登録番号)
- －商標の名称
- －名義人の名称 (送金者と異なる場合)

(注) 複数の手続をまとめて送金するときはその内訳 (手続毎の金額) を Income.mark-dm@wipo.int に送付してください。

- ・国際事務局に送金したときは、送金者は 10 日以内にレシートを受領するはずですが、受け取っていないときは Finance Service に連絡してください。

電話番号 : +41 22 338 7744
ファックス : +41 22 734 4693
E-MAIL : Income.mark-dm@wipo.int

詳細は <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/> をご参照ください。

警告 : 不審な料金請求と紛らわしい請求書のサンプル

国際登録の名義人に対して、営利事業者と思われる事業者が、どうやら公式らしい出版物において、その商標をビジネス目録などに登録するよう勧誘レターを送付しています。いくつかの事業者は WIPO のロゴや名称に似たような表示を用いており、その出所を混同させようともしているようです。

国際事務局は、それらはマドリッド制度の下では何らの法的効果を生じさせるものではないことを改めて忠告します。全ての国際登録された商標及び関連情報は WIPO の発行する国

際登録に関する公報で公告され、それがマドリッド制度での唯一の公式出版物です。マドリッド制度における全ての料金は国際事務局に直接スイスフラン建て、又は本国官庁を通じて支払わなければなりません。WIPO の管理する ROMARIN は国際登録された商標情報を提供するデータベースであり、国際出願、国際登録及び事後指定に関する情報を収録しています。これは無料で利用できます。

不審なレターを受け取ったときは代理人や WIPO にご相談ください。

- ・マドリッド制度 (http://www.wipo.int/madrid/en/fees/invoices_2012.jsp)
- ・P C T (http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)
- ・各国官庁 (http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ip_position.html)

国際事務局からの電気通信手段を用いた連絡

国際事務局と国際登録の名義人及び代理人との間での電気通信手段を用いた連絡は、2007年8月から既に行われています。

2011年から今に至るまで、名義人及びその代理人は、公式書類を電子メールで受け取る選択をするときは、WIPO に特別な請求を以下のアドレスにすることで、電子メール通知サービスに申し込むことができました。e-marks@wipo.int 現在電子通報サービスが利用できる書類の一覧はこちらをご参照ください。

http://www.wipo.int/madrid/en/services/electronic_notification.html

今では名義人及び代理人は WIPO からの公式書類の電子配信を始めたいときは、全ての公式様式に用意された該当ボックスをチェックすることで開始できます。詳細は Information Notice No. 4/2013 をご参照ください。

抄録

国際事務局は請求により、英語、フランス語又はスペイン語で特定の国際登録（有効又は満了に限らず）の抄録や証明を認証付きで発行することができます。WIPO の中に国際登録簿の抄録及び認証を作成するための新しい部署が設立されました。連絡先は以下のとおりです。

電子メール： madrid.records@wipo.int

電話： (+41 22) 338 84 84

ファックス： (+41 22) 740 14 29

郵便： Client Records Unit

Operations Service – Madrid Registry

Brands and Design Sector

World Intellectual Property Organization (WIPO)

34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18

1211 Geneva 20, Switzerland

詳細は <http://www.wipo.int/madrid/en/extracts/> をご参照ください。

WIPO の休業日 (2013 年)

WIPO 国際事務局は、土曜日、日曜日に加えて以下の日程を休業日とします。詳しくは Information Notice No.15/2012 REV をご参照ください。

1 月 1 日、1 月 2 日、3 月 29 日、4 月 1 日、5 月 9 日、5 月 20 日、9 月 5 日、10 月 14 日、
12 月 25 日、12 月 26 日